

【公印・契印（省略）】

府益担第448号
令和6年6月12日

行政文書開示決定通知書

弁護士 渡部 友一郎 様

内閣府大臣官房長
原 宏 彰

令和6年4月17日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので、通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
別紙の通りです。なお、本請求は個人の法令研究の一環としてお願ひしています。
①公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（令和6年）、及び、②公益信託に関する法律案（令和6年）に係る内閣法制局御説明資料
- 2 開示する行政文書の名称
①公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案概要資料（令和6年2月）内閣府大臣官房公益法人行政担当室
②公益信託に関する法律の改正の概要に関する御説明資料・逐条解説（令和6年2月）内閣府公益法人行政担当室 法務省民事局参事官室
- 3 不開示とした部分及びその理由
上記2①の10頁の法人名及び12頁の欄外の法人名及び処分日については法人に関する情報であり、法第5条第2号イに該当するため

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。